

岐阜県特別支援学校体育連盟

卓球専門部会規約

(名称及び事務局)

第1条 本部会は、卓球専門部（以下「本部」という。）とし、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）に所属する。

第2条 本部は、事務局を卓球専門部長の勤務する学校に置く。

(目的)

第3条 本部会は、岐阜県内の特別支援学校の児童生徒に卓球競技を普及し、生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の児童生徒の卓球を通じた活動に関する大会及び講習会等の開催
- (2) 本部や卓球の活動に関する広報
- (3) その他、本部の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 本部に、次の役員を置く。

- (1) 専門部長 1名
- (2) 専門委員長 1名
- (3) 専門委員 若干名
- (4) 庶務 若干名
- (5) 監事 1名

第6条 専門部長は、特体連会長が委嘱する。

- 2 専門部長は、本部を代表し、事務を総括する。

第7条 専門委員長は、本部参加校の専門委員の中から選出し、専門部長が委嘱する。

- 2 専門委員長は、専門部長の指示により参加校の専門委員と協力し、事業を執行する。

第8条 専門委員は、本部参加校より1名選出し、専門部長が委嘱する。特体連理事との兼務は妨げない。

- 2 専門委員は、全体の会務を計画・立案し、執行する。
- 3 専門委員は、必要に応じて加盟校より専門部長が委嘱することができる。

第9条 庶務は、本部専門委員の勤務する学校から選出し、専門部長が委嘱する。

- 2 庶務は、会計及び記録、広報活動のとりまとめを行う。

第10条 監事は、会務を監督し、事務局以外の学校から選出し、専門部長が委嘱する。

- 2 監事は、会務を監督し、会計の監査を行う。

第11条 役員任期は、1年度の期間とし、再任を妨げない。

(会議)

第12条 専門部の会議は、専門委員会及び部顧問代表者会議とする。

- 2 専門委員会及び部顧問代表者会議は、専門部長が招集する。
- 3 専門委員会会議は、専門部長、専門委員長、専門委員、庶務をもって構成する。
- 4 専門委員会会議は、規約の改廃、役員選出、事業計画の立案、予算の議決及びその他の事業の執行に当たる。
- 5 部顧問代表者会議は、専門部長、専門委員長、専門委員、庶務、各校の部顧問をもって構成する。なお、専門委員と部顧問代表者の兼任は、これを妨げない。
- 6 部顧問代表者会議は、大会及び講習会等の運営等に関することを審議し、決定する。

第13条 会議は、随時これを開き、専門委員長が議長となり、事業等について審議する。

第14条 会議は、役員の半数以上の出席により成立する。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。

(経費)

第15条 本部の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(1) 経費に関する規定は、別に定める。

第16条 本部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

1 本規約は、令和2年4月1日から施行する。